



島根県報

令和5年7月25日（火）

第 4 3 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（ ” ）	3
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（ ” ）	3
急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）	（砂 防 課）	4

【公 告】

公共測量の実施（4件）	（技 術 管 理 課）	5
-------------	-------------	---

告 示

島根県告示第512号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

江津市桜江町谷住郷4805、4807から4811まで、4807－1、4811－1、5911、5912

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第513号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町雪田1404、1405－1、1405－2、1405－4、1406－1、1406－2、1406－7、1406－8、1409－2、1409－3、1409－9、1409－10

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第514号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

安来市広瀬町宇波2307-1

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

広瀬町宇波2307-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第515号

令和5年島根県告示第372号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
隠岐郡隠岐島町苗代田深山 650-1、650-2、650-3	永海 益實 永海 教子 永海 征外 永海 徹雄 永海 利 岩敷 正喜代 重栖 フサ子 重栖 ヤイコ 重栖 運三郎 重栖 享 重栖 幸男

	重栖 忠次郎
	重栖 武
	重栖 茂利
	重栖 容子
	重栖 來
	松山 喜三郎
	是津 クミ
	是津 サクノ
	是津 チイコ
	是津 モト
	是津 孝夫
	是津 才太郎
	是津 三之丞
	是津 忠信
	是津 典男
	是津 東太郎
	是津 保
	是津 茂
	是津 立夫
	是津 和雄
	村上 岩男
	村上 功
	村上 清明
	池田 ミノル
	柏木 順子
隠岐郡隠岐の島町苗代田喜藤次谷652	永海 和子
隠岐郡隠岐の島町苗代田喜藤次谷653、女良尾657	奥村金銭貸付合名会社
隠岐郡隠岐の島町苗代田女良尾 663	藤田 直

島根県告示第516号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 上竹矢（追加）
- 2 土地の表示

令和3年島根県告示第673号（上竹矢区域に限る。以下「告示」という。）で指定した標柱23号と24号を結んだ線、告示で指定した標柱23号と次に掲げる地番の土地に存する標柱27号を結んだ線、告示で指定した標柱24号と次に掲げる地番の土地に存する標柱27号を結んだ線により囲まれた区域及び告示で指定した標柱25号と26号を結んだ線、告示で指定した標柱25号と次に掲げる地番の土地に存する標柱28号を結んだ線、告示で指定した標柱26号と次に掲げる地番の土

地に存する標柱28号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
松江市竹矢町上竹矢後1604番 8	27号
〃 1608番 5	28号

島根県告示第517号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 クラミ口
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から44号までを順次に結んだ線及び標柱1号と44号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
隠岐郡隠岐の島町クラミ口60番 2	1号、43号及び44号
〃 62番	2号及び3号
〃 45番 2	4号から9号まで
〃 21番 2	10号及び11号
〃 46番 1	12号
〃 20番 1	13号
〃 19番 1	14号
〃 19番 3	15号から18号まで
〃 51番 3	19号
〃 51番 2	20号
〃 46番39	21号、23号及び24号、26号から32号まで
〃 46番36	22号
〃 46番75	25号
〃 46番33	33号及び34号
〃 46番63	35号及び38号
〃 46番32	36号及び37号
〃 46番80	39号及び40号
〃 46番29	41号及び42号

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

-
- 1 作業種類
公共測量（車載写真レーザ測量、ネットワーク型RTK測量）
 - 2 作業期間
令和5年6月23日から令和6年3月15日まで
 - 3 作業地域
浜田市地内
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（航空レーザ測量）
 - 2 作業期間
令和5年7月13日から令和6年3月8日まで
 - 3 作業地域
大田市全域
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間
令和5年7月20日から同年11月9日まで
 - 3 作業地域
安来市矢田町地内
-

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年7月25日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（路線測量）
 - 2 作業期間
令和5年8月1日から令和6年3月29日まで
 - 3 作業地域
安来市伯太町草野地内
-